

そうか ししゅ わげん ごじょうれい し さくすいしんほうしん
草加市手話言語条例施策推進方針

れいわ ねん がつ
令和5年12月

そうか し
草加市

第1章 基本的な考え方

1 条例制定及び推進方針策定の背景

過去の歴史において、手話が言語として認められず、手話を自由に使うこともできなかったことから、ろう者は情報や知識を十分に得ることができず、自分の気持ちや考えを伝えられない、またそれを理解してもらえない時代がありました。

そのような中、平成19年9月に署名された「障害者の権利に関する条約」、平成23年8月に改正された「障害者基本法」において、「手話が言語であること」、「障がい者の情報保障とコミュニケーション手段の利用機会の確保」に関する旨が規定されました。

本市におきましても、第三次草加市障がい者計画において、「手話通訳者・要約筆記者派遣事業の充実を図るとともに、手話通訳者・要約筆記者の養成をすすめます」「手話以外の言語、文字表記、点字、触覚、拡大文字、筆記、聴覚、平易な言葉等の多様なコミュニケーションの方法についての啓発や利用促進と合わせて、様々な課題の整理を進める中で、条例の制定を進めます」と規定し、条例制定に向けた検討を行いました。

検討を重ねた結果、令和3年9月27日に「草加市手話言語条例」を制定しました。

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、市民の手話への理解促進及び手話言語の普及を図るとともに、手話を使用しやすい環境を整備することで、全ての市民が互いの人格と個性を尊重し支

あ きょうせいしゃかい じつげん もくてき
え合う共生社会を実現することを目的としています。

2 推進方針の目的

そうか ししゅわげんごじょうれい きほんりねん もと しゅわ りかい ひろ
草加市手話言語条例の基本理念に基づき、手話の理解の広がりをもって、ろ
うしゃとろうしゃ以外の者が、きょういく いりよう こそだ さいがいじ せいかつ ぼめん
う者とろう者以外の者が、教育、医療、子育て、災害時など生活のあらゆる場
で、しゅわをつか とうとうく かんきょう せいび すべ しみん たが じん
面、手話を使って同等の暮らしができる環境を整備し、全ての市民が互いの
かく こせい そんちよう ささ あ きょうせいしゃかい じつげん めざ ほんし しさく そうごうてき
格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指して、本市の施策を総合
かつけいかくてき すいしん そうか ししゅわげんごじょうれい しさくすいしんほうしん さくてい
かつ計画的に推進するため、草加市手話言語条例施策推進方針を策定します。

ほんほうしん しゃ ちょうかく しよう しゅわ だいいちげんご しよう
※本方針における「ろう者」とは、「聴覚に障がいがあり、手話を第一言語として使用
する方」のことを指します。

3 推進方針の円滑な運用

ほんすいしんほうしん まいねんど しさく しんちよくじょうきよう けんしよう おこな うえ ひつよう
本推進方針については、毎年度施策の進捗状況の検証を行った上で、必要
おう みなお おこな
に応じて見直しを行うものとします。

第2章 推進方針

1 手話の理解促進に関すること

市民や事業者等が手話に対する関心を深めるためには、手話に親しみ、ろう者の特性を理解した上でろう者等と交流することが大切です。手話に触れる機会をつくり、手話を学ぶ場を充実させる等の取組を推進することによって、手話が音声による日本語と同様に一つの言語であるという認識の普及に努めます。

施策の基本的な方向性	主な取組例
<p>①文化やこれまでの背景を含めて継続的な広報活動をする</p>	<p><u>市の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例周知用パンフレット等の作成 ・市ホームページに周知用記事を掲載
<p>②実際の手話が見られるようなイベント等の企画</p>	<p><u>市の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例を周知するイベント等の開催 <p><u>市民の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等、市の取組への参加 <p><u>事業者の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話に関連する事業の展開
<p>③手話について理解する人材を増やす</p>	<p><u>市の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員養成講座(入門・基礎)の実施 <p><u>市民の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣に住むろう者との顔が見える関係性づくり <p><u>事業者の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話に関連する事業の展開(再掲) ・従業員や職員向け研修の実施

<small>し さ く き ほん て き ほ う こ う せ い</small> 施策の基本的な方向性	<small>おも とりくみ れ い</small> 主な取組例
<small>し ゅ わ ぶ き かい</small> ④手話に触れられる機会をつくる	<small>し とりくみ</small> <u>市の取組</u> <small>し ゅ わ た い け ん こ う ざ じ っ し</small> ・手話体験講座の実施 <small>し み ん とりくみ</small> <u>市民の取組</u> <small>し ゅ わ し ゅ わ つ う や く ま な こ う ざ せ っ き よ く て き</small> ・手話や手話通訳について学べる講座への積極的 <small>さんか</small> な参加 <small>じ ぎ ょう し ゃ とりくみ</small> <u>事業者の取組</u> <small>じ ゅ う ぎ ょう い ん たい し ゅ う ち も く て き し ゅ わ し ゅ わ</small> ・従業員に対する周知を目的とした、手話や手話 <small>つ う や く ま な こ う ざ せ っ き よ く て き さんか</small> 通訳について学べる講座への積極的な参加

こんだんかいとう よ いけん
 〈懇談会等で寄せられた意見〉

- おお し み ん か た が た し ゅ わ こ う ざ さんか
 ・多くの市民の方々に手話講座へ参加していただき、手話や「聞こえないこと」に
り かい
 ついて理解してほしい
- し ゅ わ ひ と ち い き ぶ
 ・手話ができる人が地域が増えてほしい
- び ゃ う い ん う け つ け と う ち ゅ う か く し ゅ う し ゃ つ た き ぼ う たい お う つ た
 ・病院の受付等では、聴覚障がい者と伝えて希望する対応を伝えるようにした
 い

2 手話を使用しやすい環境の整備に関すること

手話が言語であるという認識の普及に当たっては、ろう者等が手話を使いやすい環境を整備することが必要となります。

ろう者が日常生活や社会生活を営む中で手話を使用できないことによる不都合が生じないよう、必要なときに手話を使用しやすい環境の整備を目指します。

施策の基本的な方向性	主な取組例
<p>① 幼少期から、成長とともに自然とろう者への理解を深められる教育環境づくり</p>	<p><u>市の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校等におけるろう者や手話に関する学習 ・機会の展開 <p><u>市民の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ろう者や手話に関する正しい情報を子どもに伝えるような、保護者による家庭内での教育
<p>② 日常生活の中で手話を目にする場を増やす</p>	<p><u>市の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員に対する手話研修のカリキュラム化 ・ろう者の積極的な雇用の推進 <p><u>市民の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話体験講座の実施・手話やろう者について学べる講座への積極的な参加 <p><u>事業者の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員や職員向け研修の実施(再掲) ・手話通訳者の活用 ・ろう者の積極的な雇用 ・ろう者の対応が必要な時のためのマニュアルを作成

<small>し さ く き ほん て き ほう こう せい</small> 施策の基本的な方向性	<small>おも とりくみ れい</small> 主な取組例
<small>さいがいはっせいじ とう ひじょうじ</small> ③災害発生時等の非常時にお <small>しゃ へいじょうじ</small> いても、ろう者が平常時に <small>ちが せいかつ ちいき</small> 近い生活ができる地域づく り	<small>し とりくみ</small> <u>市の取組</u> <small>さいがいはっせいじ しゅわつうやくしゃはけんいらいほうほう</small> ・災害発生時における手話通訳者派遣依頼方法の <small>しゅうち</small> 周知 <small>ひなんじょ しゃ う い</small> ・避難所でろう者を受け入れるためのマニュアル作 <small>せいおよ しゅうち かつよう</small> 成及び周知と活用 <small>しみん とりくみ</small> <u>市民の取組</u> <small>ちいき ひなんじょうえいぐんれん</small> ・地域の避難所運営訓練におけるろう者の積極的 <small>さんか</small> な参加 <small>ひなんじょ しゃ う い さい ひつよう はいりよ</small> ・避難所でろう者を受け入れる際の必要な配慮の <small>きょうゆう</small> 共有

こんだんかいどう よ いけん
 〈懇談会等で寄せられた意見〉

- ・わか しゅわ き ひと とくせいとう し きかい
 若いうちから、手話や聞こえない人の特性等を知る機会をつくってほしい
- ・しゅわ し しよくいん ぐ
 手話ができる市の職員が増えてほしい
- ・しよくば しゅわ がくしゅうかい かいさい
 職場で手話学習会を開催してほしい
- ・じぎょうしゃ しゃ こよう せつきよくてき
 事業者には、ろう者の雇用を積極的にやってほしい

3 手話によるコミュニケーションの支援に関すること

手話には音声による日本語と異なる構造をしている部分も多く、独自の文化を持ち合わせています。ろう者に対してどのような支援が必要かが分かる人を増やす取組によって、ろう者とろう者以外の者のコミュニケーションが円滑に取れる地域づくりを目指します。

施策の基本的な方向性	主な取組例
<p>①コミュニケーションのきっかけとなるような手話を気軽に学べる環境の整備</p>	<p><u>市の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話体験講座の実施(再掲) ・手話奉仕員養成講座(入門・基礎)の実施(再掲) ・市職員に対する手話研修のカリキュラム化(再掲) ・市主催イベント等における手話通訳者の配置 <p><u>市民の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・挨拶等、簡単な手話表現の習得 <p><u>事業者の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡単な手話表現に関する社内研修等の実施 ・手話通訳者の活用
<p>②ろう者への継続的な支援を希望する人が、積極的に支援方法を学べる環境の整備</p>	<p><u>市の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員養成講座(入門・基礎)の実施(再掲) ・手話通訳者養成講座の実施 <p><u>市民の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話や手話通訳について学べる講座への積極的な参加 <p><u>事業者の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話や手話通訳について学べる講座へ積極的に参加、従業員に対する正しい知識の周知

〈懇談会等で寄せられた意見〉

- ・ろう者が集まれるコミュニティがほしい
- ・職場で手話学習会を開催してほしい(再掲)

4 手話通訳者の養成及び確保に関すること

ろう者が必要とする支援を受けられるようにするため、専門性の高い手話通訳者の養成と手話通訳者の人材確保に努めます。

施策の基本的な方向性	主な取組例
<p>①ろう者が必要とする支援を受けられるようにする</p>	<p><u>市の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員養成講座(入門・基礎)の実施(再掲) ・手話通訳者養成講座の実施(再掲) ・手話通訳者同士の情報交換を目的とした会議等の実施 <p><u>市民の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員養成講座(入門・基礎)や手話通訳者養成講座への積極的な参加 <p><u>事業者の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者の活用(再掲)
<p>②ろう者に寄り添い、生活を助ける存在となる通訳者の養成</p>	<p><u>市の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話講座講師や講座アシスタントを担当する手話通訳者に対しての、講師・アシスタント養成研修等の実施 ・手話通訳者養成講座の実施(再掲)

<small>し さく き ほんてき ほうこうせい</small> 施策の基本的な方向性	<small>おも とりくみれい</small> 主な取組例
<small>しゅ わ つうやくしゃかん しつ たか</small> ③手話通訳者間で質を高めあ <small>かんきょう</small> える環境づくり	<small>し とりくみ</small> <u>市の取組</u> <small>しゅ わ こうざ こうし こうざ たんどう しゅ わ</small> ・手話講座講師や講座アシスタントを担当する手話 <small>つうやくしゃ たい こうし ようせいけんしゅうどう</small> 通訳者に対しての、講師・アシスタント養成研修等 <small>じっし さいけい</small> の実施(再掲) <small>しゅ わ つうやくしゃどうし じょうほうこうかん もくてき かいぎどう</small> ・手話通訳者同士の情報交換を目的とした会議等 <small>じっし さいけい</small> の実施(再掲) <small>しみん とりくみ</small> <u>市民の取組</u> <small>しゅ わ しゅ わ つうやく まな こうざ せっきょくてき</small> ・手話や手話通訳について学べる講座への積極的 <small>さんか さいけい</small> な参加(再掲)

こんだんかいどう よ いけん
 〈懇談会等で寄せられた意見〉

しゅ わ ひと ちいき ふ さいけい
 ・手話ができる人が地域に増えてほしい(再掲)

さんこう (参考)

1 草加市手話言語条例 全文

言語は、互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話言語は、音声言語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、互いの感情を分かり合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、音声言語のみの社会の中で、必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、手話に対する理解の広がりをいまだ感じる状況に至っていない。

ここに、私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解の広がりをもって、ろう者とろう者以外の者が、教育、医療、子育て、災害時など生活のあらゆる場面で、手話を使って同等の暮らしができる環境を整備し、全ての市民が互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現するために、草加市手話言語条例を制定する。

もくてき (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であることの理解及び普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、手話に対する理解の促進及び手話を使用しやすい環境の整備を図り、全ての市民が互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現することを目的とする。

ていぎ (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

による。

- (1) 手話 コミュニケーションの手段の一つで、ろう者がコミュニケーションをとり、又は物事を考えるときに使う言語で、手指、表情等を使って概念、意思等を視覚的に表現するものをいう。
- (2) ろう者 聴覚に障がいがあり、手話を第一言語として使用する者をいう。
- (3) コミュニケーション 相互に意思を伝え合い、感情を分かり合うための意思疎通をいい、ろう者による情報の発信、取得等もこれに含む。
- (4) 合理的配慮 ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念等を取り除くことが必要とされる場合で、その実施に伴う負担が過重でないときに行われる適切な調整及び変更をいう。

(基本理念)

第3条 手話が言語であることへの理解及び普及に当たっては、手話が他の言語と同様に一つの言語であることへの認識に基づき、ろう者及びろう者以外の者が一人ひとりの思いを大切に、互いに人格及び個性を尊重して様々な活動を行うことを基本としなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、ろう者に対する合理的配慮を提供するとともに、市民及び事業者に対する手話の理解促進及び手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するものとする。

(埼玉県との連携及び協力)

第5条 市は、市民及び事業者に対する手話の理解促進及び手話を使用しやすい環境の整備に当たり、埼玉県と連携し、及び相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めるとともに、ろう者に対する合理的配慮の提供及び手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の推進)

第8条 市は、教育、医療、子育て、災害時等の生活のあらゆる場面に関する次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとし、その方針を策定するものとする。

- (1) 手話の理解促進に関すること。
- (2) 手話を使用しやすい環境の整備に関すること。
- (3) 手話によるコミュニケーションの支援に関すること。
- (4) 手話通訳者の養成及び確保に関すること。

2 市は、施策の推進に当たっては、市の障がい福祉に関する計画等との整合性を図るものとする。

3 市は、施策の推進に当たっては、定期的にろう者、手話通訳者その他関係者の意見を聴くための機会を設け、必要があると認めるときは、施策の見直し等の措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、前条第1項の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 草加市手話言語条例施策推進方針策定協力団体

草加市障がい者施策協議会

草加市聴覚障害者協会

草加市手話通訳問題研究会「手話友の会」

社会福祉法人 草加市社会福祉協議会